

7. 保育園と薬

本来、保育園で薬を飲ませることは法律違反です。

やむを得ず薬を持参される場合は、次のことをお願いします。

- ① 与薬依頼書に記入し、薬と一緒に職員に手渡ししてください。
- ② 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ③ 1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください
- ④ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤、下痢止めの薬はお預かりできません。
- ⑤ 長期継続して飲まなければいけない薬の場合はご相談ください。
- ⑥ 吸入などの医療行為は園ではできないことになっております。
- ⑦ 熱性けいれんの場合の座薬は、医師の指示書と保護者の同意書がある場合のみお預かりします。
- ⑧ 医療機関で保育園に通っていることを医師に伝えてください。

与薬依頼書

月 日 曜日

クラス	光・星・月・きく ゆり・すみれ	名前			
与薬時間	食後・その他	今朝の 体温			
保育状況	普通保育・その他				
今朝の様子	機嫌（良い・悪い） その他				
診断名		依頼者	父・母・祖父・祖母その他		
備考					受取保育士
					与薬保育士

